

## 「第8次三重県医療計画」（一体的に作成する計画を含む）（中間案）に対する意見と県の対応、考え方

<p>対応区分</p> <p>① 反映する 最終案に意見や提案内容を反映させていただくもの。</p> <p>② 反映済 意見や提案内容が既に反映されているもの。</p> <p>③ 参考にする 最終案や今後の取組に意見や提案内容を参考にさせていただくもの。</p> <p>④ 反映または参考にさせていただくことが難しいもの。 （県の考え方や、施策の取組方向等と異なるもの。事業主体が県以外のもの。法令などで規定されており、県として実施できないもの。）</p> <p>⑤ その他（①から④に該当しないもの。）</p>
--

計画	該当箇所	ページ	意見の概要	意見に対する考え方	対応区分
医療計画	第5章5節 救急医療 対策  第5章第11 節 在宅医 療対策	109、 196	医師の働き方改革が始まることから、救急車や二次輪番病院への適正なかかり方について、また、在宅医療とACPIに関しても「かかりつけ医」を持つことの重要性と適切な受診行動に関しても県民へ啓蒙する必要があります。（第5章第11節在宅医療対策と関連あり）	<p>救急車の適正利用に関する啓発は市の開催する健康祭りやFMみえラジオ、三重県のTwitter、Facebookなどにおいて、啓発を実施いたしました。</p> <p>今後も継続して啓発を実施するとともに、医療ネットみえや#8000等において、救急医療に関する情報の提供を行っていきます。</p> <p>なお、中間案の取組方向1において、「県民に対し、かかりつけ医の必要性や救急医療に関する情報の提供を行うとともに、救急車の適正な利用等、適切な受診行動に関する啓発を行います。」と記載しているため、追記は致しません。</p> <p>在宅医療とACP（アドバンスケア・プランニング（人生会議））については、かかりつけ医の普及定着、在宅医療、在宅看取りやACPの考え方の普及については、郡市医師会の協力を得て、それぞれの市町で住民啓発のための研修会や講演会等の取組を進めています。</p> <p>ACPは、比較的新しい考え方であることから、県は医療、介護、市町職員等の支援者向けに研修会を開催しているところです。</p> <p>中間案の本文に「人生の最期の過ごし方について考える機会の提供（中略）地域住民等への普及啓発を行います。」と、すでにACP（人生会議）に関する記載はありますが、「ACP（人生会議）」「家族等への不安の解消に努めます」の文言を追加します。</p>	①